

現場技術業務積算基準【土木工事（港湾空港関係に限る）】 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>現場技術業務積算基準 【土木工事（港湾空港関係に限る）】 令和5-3年2月改定</p>	<p>現場技術業務積算基準 【土木工事（港湾空港関係に限る）】 令和3年2月改定</p>
<p>1. 適用範囲 <略></p> <p>2. 業務委託料 <略></p> <p>3. 業務委託料の積算 (1) 業務委託料の積算方法 <略> (2) 各構成費目の算定 1) 直接人件費 当該業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は5. 標準歩掛による。 2) 直接経費は、2 (2) 1) ②の各項目について、次により実費を積算する。 ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務成果品費、業務用事務室損料および電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。 ①事務用品費 事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。 なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。 ②電算機使用経費 電算機リース料等（電算機使用料、印刷機使用料および通信回線使用料を含む）が必要となる場合に計上するものとする。 ③旅費交通費 旅費交通費は、「島根県 職員の旅費に関する条例」及び「島根県 職員の旅費に関する条例施行規則」に準じて積算する。 a. 発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。 ※「出発基地」とは県内の各市役所（現地に最も近い市役所の本庁）又は隠岐の島町役場本庁とする。 b. 現地調査について、出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「島根県業務委託積算基準」を準用するものとする。 ④業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次のa、bにより積算する。 a. 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.5L）とする。 b. 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。 ⑤業務成果品費 電子成果品作成費など必要となる場合に計上するものとする。 ⑥業務用事務室損料、備品等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。 ⑦情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び利用料） <u>（諸経費の対象としない）</u> ⑧その他 ①～⑦のほか、その他の経費が必要となる場合の内、直接経費として計上が妥当なものは直接経費g. とし、それ以外は、その他原価として計上する。 3) その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 （その他原価）＝（直接人件費）×α / (1-α) ただし、α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、3.0%とする。 また、係数（α / (1-α)）の端数は、パーセント表示の少数第2位（第3位四捨五入）まで算出する。 4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額とする。 （一般管理費等）＝（業務原価）×β / (1-β) ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、3.5%とする。 また、係数（β / (1-β)）の端数は、パーセント表示の少数第2位（第3位四捨五入）まで算出する。 5) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。 (3) 変更の取扱い <略></p> <p>4. 業務内容 <略></p> <p>5. 標準歩掛 <略></p>	<p>1. 適用範囲 <略></p> <p>2. 業務委託料 <略></p> <p>3. 業務委託料の積算 (1) 業務委託料の積算方法 <略> (2) 各構成費目の算定 1) 直接人件費 当該業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は5. 標準歩掛による。 2) 直接経費は、2 (2) 1) ②の各項目について、次により実費を積算する。 ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務成果品費、業務用事務室損料および電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。 ①事務用品費 事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。 なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。 ②電算機使用経費 電算機リース料等（電算機使用料、印刷機使用料および通信回線使用料を含む）が必要となる場合に計上するものとする。 ③旅費交通費 旅費交通費は、「島根県 職員の旅費に関する条例」及び「島根県 職員の旅費に関する条例施行規則」に準じて積算する。 a. 発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。 ※「出発基地」とは県内の各市役所（現地に最も近い市役所の本庁）又は隠岐の島町役場本庁とする。 b. 現地調査について、出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「島根県業務委託積算基準」を準用するものとする。 ④業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次のa、bにより積算する。 a. 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.5L）とする。 b. 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。 ⑤業務成果品費 電子成果品作成費など必要となる場合に計上するものとする。 ⑥業務用事務室損料、備品等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。 ⑦情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び利用料） ⑧その他 ①～⑦のほか、その他の経費が必要となる場合の内、直接経費として計上が妥当なものは直接経費g. とし、それ以外は、その他原価として計上する。 3) その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 （その他原価）＝（直接人件費）×α / (1-α) ただし、α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、3.0%とする。 また、係数（α / (1-α)）の端数は、パーセント表示の少数第2位（第3位四捨五入）まで算出する。 4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額とする。 （一般管理費等）＝（業務原価）×β / (1-β) ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、3.5%とする。 また、係数（β / (1-β)）の端数は、パーセント表示の少数第2位（第3位四捨五入）まで算出する。 5) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。 (3) 変更の取扱い <略></p> <p>4. 業務内容 <略></p> <p>5. 標準歩掛 <略></p>